

## 高齢者向け賃貸住宅（こうゆうちん）のお申込み資格

「こうゆうちん」に申し込まれる方は、次の①から⑥の条件をすべて満たすことが必要です。

- ① 日本国籍を有する方又は住民票登録を受けている外国人の方。
- ② 自ら居住するための住宅を必要とする方で、次のいずれかに該当すること。
  - (1) 申込本人が満60歳以上の単身者であること。
  - (2) 申込本人が満60歳以上で同居者が配偶者（内縁関係、婚約者を含む）、もしくは満60歳以上の親族、又は、申込本人が病気にかかっていること、その他特別な事情により当該入居者と同居させることが必要であると兵庫県知事が認める者であること。
- ③ 入居時において自立した日常生活を営むことができる健康状態にある方、又は、同居者の支援により自立した日常生活を営むことができる方。
- ④ 家賃等の支払い能力があり、公社が指定する機関保証会社による保証制度を利用し機関保証会社の審査を通過した方。〔この場合、公社が定める一定の条件（※1）を満たす連帯保証人及び敷金の全てが不要です。〕

なお、やむを得ず機関保証会社による保証制度を利用しない場合は、公社が定める一定の条件（※1）を満たす連帯保証人がある方。〔この場合、家賃2か月分の敷金が必要です。〕
- ⑤ 過去に家賃等を滞納して公社賃貸住宅等を退去したが、現在も家賃等の滞納を解消していない方や、過去に公社から明渡し訴訟を提起され、強制執行により公社賃貸住宅等を退去した方はお申し込みができません。
- ⑥ 申込本人または同居しようとする方が暴力団員でないこと。

（注） ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、兵庫県警察本部へ照会する場合があります。

### <注記>

#### （※1） 連帯保証人（1名）の条件

次の(1)から(6)の条件をすべて満たすこと。

- (1) 日本国籍を有する方又は住民票登録を受けている外国人の方。
- (2) 入居者の家賃等の債務を弁済する能力があると公社が認める方。
- (3) 申込本人と同一世帯員でない方。
- (4) 当公社賃貸住宅の入居者と相互の連帯保証人でない方。
- (5) 原則、入居者の3親等以内の親族の方
- (6) 入居者が自立した日常生活を営めなくなった場合に身元引受け及び入居契約により発生した義務を承継していただける方。